

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「二十四人」を「二十五人」に改める。

附 則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる審議官を一人追加する必要があるからである。